伊勢原市景観チェックシート（基本編）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 行為者 |  | 行為地の  地名地番 | 伊勢原市 |
| 行為の  概要･規模 |  | | |
| 行為地が該当する景観まちづくりの基本方針 | 「伊勢原市景観ガイドライン（基本編）」(以下 ガイドラインという。)のＰ2～7に掲載する基本方針を確認し、行為地があてはまる「□」欄にレ印を付けてください。（不明等の際は市へおたずねください。）  **● P3掲載　基本方針① 景観の顔をつくる**  □交流とにぎわい　□もてなし　□歴史・文化　□新たな交流　　□該当なし  **● P4掲載　基本方針② 景観の骨格をつくる**  □道のつながり □河川のつながり □歴史･文化のつながり □大山とのつながり 　□該当なし  **● P5～7掲載 基本方針③ 地域らしさをつくる**  ①「やま」「おか」「まち」「さと」４つの地域の基本方針  □「やま」の地域　□「おか」の地域　□「まち」の地域　□「さと」の地域  ②建築物の建築及び工作物の建設等に関する基本方針  □住居系　□商業系　□工業系　□沿道系　□それ以外の地域  ③屋外広告物の掲示に関する基本方針  □地域性への配慮　□施設等の調和　□にぎわいや個性の演出　□その他　　□該当なし  ④大規模な開発事業等に関する基本方針  □周囲への配慮 □周囲との連続性 □緩衝空間の確保 □自然的資源､歴史･文化的資源の保全と継承  □地域特性の活用 □大規模なのり面等への配慮　　　□該当なし  ⑤その他の基本方針  　 　□小田急線沿線地域における「車窓から見える景観」への配慮　　□該当なし | | |

1　景観に配慮した内容の確認

ガイドラインP10～45を確認し、景観に配慮した内容について、下表のあてはまる「□」欄にレ印を付けてください。「市確認欄」には記入しないでください。

|  |  |
| --- | --- |
| 配置･規模　/　景観に配慮した内容 | 市確認欄 |
| **項目1 P10掲載 自然景観や眺望への配慮**  □背景となる山なみなどへの眺望を阻害しないよう、配置や高さ、屋根の形態などを工夫した。  □山あいや丘陵地などでは、施設が目立たないよう、配置や高さ、屋根の形態などを工夫した。  □広がりのある田園の眺望を阻害しないよう、配置や高さ、屋根の形態などを工夫した。 |  |
| **項目2　P11掲載 まちなみの連続性やゆとりある空間の確保**  □周囲から突出した建物等とならないようにできる限り高さを抑えた。  □沿道ではまちなみの連続性に配慮して、スカイラインを揃えるなどの工夫を行った。  □良好な隣地、隣棟間隔の確保により、ゆとりあるまちなみ景観の形成に努めた。 |  |
| **項目3　P12掲載 ゆとりと潤いある沿道空間の確保**  □道路などの公共空間からの後退に努め、ゆとりある空間の確保に努めた。  □道路などの公共空間に面した敷地には、積極的に生垣や樹木を配置した。  □歩道との仕上げをそろえ、段差をなくすなど、道路や隣接地との連続性や一体感の創出に努めた。  □歩行者空間と一体となる後退した敷地部分には、塀やチェーン、自販機などを設置しないよう努めた。 |  |
| ■上記の項目1～3を補足し、特に配慮した内容について記載してください。 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 形態・意匠　/　景観に配慮した内容 | 市確認欄 |
| **項目1　P13～14掲載　地域の歴史・文化や自然との調和**  □地域の歴史･文化を伝える景観資源を活用し、個性ある景観づくりに活用した。  □地域の伝統的なデザインの保全や活用により、個性あるまちなみ景観の形成に努めた。  □周辺の自然景観となじむよう、壁面や屋根の形態及び意匠を工夫した。  □市街地では、背景の山並みや周囲の緑との調和に配慮し、温かみのあるまちなみ景観の形成に努めた。 |  |
| **項目2　P15掲載 単体施設のまとまりへの配慮**  □過剰な装飾を避け、各部分と全体のバランスの取れた形態及び意匠となるよう工夫した。  □屋上に設置する設備機器などは、通りから見えにくい配置とするとともに、建築物と一体的なデザインとなるよう工夫した。  □室外機等は、外壁面に露出させない工夫や建築物との一体的なデザインとなるよう工夫した。  □屋外階段、配管設備などは、外壁面に露出させない工夫をした。 |  |
| **項目3　P16掲載 動きのある壁面デザインの活用**  □まちなみの連続性に配慮し、窓やベランダ、軒、屋根などの形態及び意匠を工夫した。  □長大な壁面は、分割・分割するなど、単調さや圧迫感を与えないよう工夫した。 |  |
| **項目4　P17掲載 施設群のまとまりへの配慮**  □敷地内に計画する複数の施設については、配置や規模、高さや屋根形状、壁面のデザインなどを工夫し、一団としてのまとまりに配慮した。 |  |
| ■上記の項目1～4を補足し、特に配慮した内容について記載してください。 |  |
| 素材　/　景観に配慮した内容 | 市確認欄 |
| **項目1　P18掲載 周辺環境に配慮した素材の活用**  □質感を維持しやすい、地域の景観となじむ素材の使用に努めた。  □耐久性及び耐候性に優れるとともに､メンテナンス(洗浄や補修など)が容易な素材の使用に努めた。  □歴史・文化を感じる場所では、景観特性となっている地域素材の活用に努めた。  □自然豊かな場所では、木材等の自然素材を活用し、周辺の自然景観との調和を図った。 |  |
| **項目2　P19掲載 光沢、反射性の高い素材への配慮**  □光を反射する金属やガラス等の素材を使用する場合は、周辺の景観に対する影響を十分に考慮した上で、その使用方法を工夫した。 |  |
| ■上記の項目1～2を補足し、特に配慮した内容について記載してください。 |  |
| 色彩　/　景観に配慮した内容 | 市確認欄 |
| **項目１　P20～30掲載　地域の色彩との調和**  □色彩は『地域別の色彩誘導(P21～25) 』の内容に基づき選考し、「やま」「おか」「まち」「さと」の地域別に異なる色彩環境との調和に配慮した。  □工作物等の色彩は、こげ茶系やグレー系などの周辺環境に溶け込みやすい色彩を使用した。 |  |
| **項目2　P26掲載 突出した色彩や模様への配慮**  □高彩度の色彩の使用を控えるとともに、使用する色彩の数はできる限り少なくした。  □大きな壁面等には、複数の色を組み合わせた複雑な模様（斑模様や水玉模様等）を表示することは控えた。  □山なみや田園を背景とする地域では、極端な高明度、低明度の色彩の使用は控えた。  □市街地では、暗く重い印象となりやすい低明度の色彩の使用は控えた。 |  |
| **項目3　P27掲載 補助色やアクセント色への配慮**  □補助色は、基調色と同色相を使用し、適切な明度差によりまとまりのある配色となるよう工夫した。  □補助色は、基調色とのバランスに配慮し、外壁各面の1/5以下の面積で使用した。  □アクセント色は、基調色とのバランスに配慮し、低層部に小面積（外壁各面の1/20以下）で使用した。  □アクセント色は、シンプルなものとし、複数の色の使用を控えた。 |  |
| ■上記の項目1～3を補足し、特に配慮した内容について記載してください。 |  |
| 緑化・外構等 その1　/　景観に配慮した内容 | 市確認欄 |
| **項目1　P31掲載 敷地、沿道緑化への配慮**  □緑化は道路など公共空間から「見える場所」を中心に行った。  □沿道部における緑のつながりを生かすとともに､植栽に変化を持たせながら、まちなみを演出した。  □沿道部からの視線を意識して地上部の連続だけでなく、縦（上下）の緑の連続も意識した。 |  |
| **項目2　P32掲載 良好な既存樹木への配慮**  □樹容に優れた樹木は、修景としての活用に努めた。  □樹容に優れた樹木と一体となった樹林がある場合には、その樹林も含めた保全・活用に努めた。  □周囲のまとまりのある緑との連続性とその植生に配慮した緑化を図った。 |  |
| ■上記の項目1～2を補足し、特に配慮した内容について記載してください。 |  |
| 緑化・外構等 その2　/　景観に配慮した内容 | 市確認欄 |
| **項目1　P33掲載 敷地境界部への配慮**  □敷地の境界部に垣や柵等を設置する場合は、圧迫感の軽減のため、設置高さに配慮した。  □公共空間との境界部では、ブロック塀や透過性のないフェンスなどの使用は控えた。  □沿道の緑に溶け込みやすい、こげ茶系の色彩のフェンス等を使用した。  □道路境界部を積極的に緑化することで、緑豊かな潤い空間の演出に努めた。 |  |
| **項目2　P34掲載 駐車場や屋外設備などへの配慮**  □屋外駐車場や自転車置場は、敷地周囲の緑化により、通りから見た雰囲気を和らげる工夫をした。  □屋外駐車場や自転車置場は、建物の背後など道路から目につきにくい位置への配置に努めた。  □ごみ置場や屋外設備などを設置する場合は、周囲の景観や建物のデザインに配慮しつつ、緑化や修景などにより、目隠しなどの工夫を施した。  □屋外駐車場の出入口は、まちなみの分断要素とならないように、可能な限りその集約に努めた。 |  |
| ■上記の項目1～2を補足し、特に配慮した内容について記載してください。 |  |
| 造成・擁壁等　/　景観に配慮した内容 | 市確認欄 |
| **項目1　P35掲載 地形との調和**  □既存の地形を生かし、大幅な改変を控えるよう努めた。  □切り土や盛土を工夫し、自然地形との調和を図った。  □造成後は、自然の植生ができる限り早く回復するよう工夫した。 |  |
| **項目2　P36～37掲載 擁壁デザインへの配慮**  □擁壁は圧迫感を軽減するため、形状を工夫した。  □無機質な印象となるコンクリート擁壁等の使用は控え、周辺環境との調和に配慮しつつ、石などの伝統的な素材や凹凸感のある素材を活用するなど、より豊かな表情となるよう工夫した。 |  |
| ■上記の項目1～2を補足し、特に配慮した内容について記載してください。 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 広告物　/　景観に配慮した内容 | 市確認欄 |
| **項目1　P40掲載 広告物の形態や色彩への配慮**  □周辺環境との調和に配慮し、すっきりと際立たせるような表現や色彩とした。  □できる限り使用する色数を少なくし、基調となる表示面には高彩度の色彩の使用を控えた。  □CI(コーポレート･アイデンティティ)カラーを用いる際は地域の景観特性との調和に配慮し､使用方法を工夫した。  □中心市街地や商業地では、まちなみと調和したデザインを工夫するとともに、「にぎわい」などの演出にも配慮した。  □自然や歴史･文化が景観特性となる場所では、高彩度、高明度の色彩の使用を控えるとともに、自然素材の使用などの工夫を行った。 |  |
| **項目2　P41掲載 広告物の掲出方法への配慮**  □雑然とした印象とならないよう、複数の広告などをできる限りまとめて掲出した。  □歩行者への圧迫感がないよう、位置や高さ、規模などを工夫した。 |  |
| **項目3　P42掲載 本体と広告物の調和**  □壁面広告物は、外壁面のデザインと一体的な配置･形状となるよう工夫した。  □壁面より突出する広告物は、窓枠や階高とのバランスに配慮し、集約化を図るなど規則的な配置となるよう工夫した。  □屋上広告物は、まちなみのスカイライン及び建物と調和した規模･形状となるよう工夫した。 |  |
| ■上記の項目1～3を補足し、特に配慮した内容について記載してください。 |  |
| 照明　/　景観に配慮した内容 | 市確認欄 |
| **項目1　P43掲載 照明への配慮**  □歩行者や生活者がまぶしさを感じないよう照明方法を工夫した。  □光が拡散しないよう下向きを基本とし、必要な対象のみを照らすよう工夫した。  □過剰な照明を避け、ライトアップや光のデコレーションにより、効果的な夜間景観の演出を工夫した。 |  |
| ■上記の項目1～4を補足し、特に配慮した内容について記載してください。 |  |

2　そのほか、景観に配慮した内容

ガイドラインの項目によらず、景観に配慮した内容があれば記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 景観に配慮した内容 | 市確認欄 |
| （例）自販機の色彩は、鮮やかな色彩の使用を避け、ダークブラウンの色彩を使用することで、まちなみ  との調和に努めました。 |  |
|  |  |